

令和4年11月14日付  
鳥取県公報号外第72号別冊

# 住民監査請求に基づく監査結果報告書

〔 国葬儀に係る公金支出について 〕

令和4年11月

鳥取県監査委員

# 住民監査請求に基づく監査結果報告書

## 目 次

鳥取県職員措置請求（住民監査請求）に係る監査の結果について	1
<b>第 1 請求</b>	1
1 請求人	1
2 請求のあった日	1
<b>第 2 請求の内容</b>	1
1 令和 4 年 9 月 20 日の請求	1
2 令和 4 年 9 月 27 日の請求人の追加	3
3 令和 4 年 10 月 7 日の請求の趣旨の追加	3
<b>第 3 請求人の証拠の提出及び陳述の機会</b>	4
1 陳述の概要	4
2 新たな証拠の提出	4
3 請求人の陳述の要旨	4
<b>第 4 監査の実施</b>	4
1 監査対象事項	4
2 監査対象機関	5
3 監査対象機関に対する監査の実施	5
4 監査の実施期間	5
<b>第 5 監査の執行者</b>	5
<b>第 6 本件請求に係る監査の結果</b>	5
1 監査対象機関から確認した事実及び監査対象機関の見解	5
2 監査の結果	6
<b>参考</b>	
1 鳥取県職員措置請求書（住民監査請求書）（抜粋）	21
2 関係法令、条例及び規則等（抜粋）	38

## 鳥取県職員措置請求（住民監査請求）に係る監査の結果について

鳥取県職員措置請求について、監査委員4名で監査を行った結果、措置請求事項については理由がないものと認め、令和4年11月14日に棄却することを決定した。

請求の内容、実施した監査の概要及び監査委員の判断は以下のとおりである。

### 第1 請求

#### 1 請求人

鳥取市浜坂六丁目13番15号	西川 文雄
東伯郡三朝町大字大瀬1072番地1	佐野 泰弘
鳥取市卯垣4丁目229	田村 康明
鳥取市吉方町1丁目412番地5	大田原 俊輔
米子市淀江町淀江512番地5	太田 正志
米子市皆生新田3丁目14番7号	安田 壽朗
米子市米原7丁目2番16-505号	岸田 和久
米子市二本木961番地5	杉山 尊生
米子市東町410番地	高橋 敬幸

#### 2 請求のあった日

令和4年9月20日（請求人2名による請求）

令和4年9月27日（請求人7名の追加）

令和4年10月7日（請求の趣旨の追加）

### 第2 請求の内容

#### 1 令和4年9月20日の請求

令和4年9月20日付けで請求人2名による請求があった。

内容は次のとおりである。

#### (1) 請求の要旨

##### ア 概要

日本国政府は、2022年9月27日に「故安倍晋三国葬儀」（以下「本件国葬」という。）を挙げることを閣議決定した。本件国葬は国費をもって行う国家儀式と考えられるから、これに鳥取県知事（以下「知事」という。）及び鳥取県議会議長（以下「議長」という。）が公費にて出席・参列すること、すなわち本件国葬に関連して公費（県費）が支出されることが相当の確実さをもって予測され、同月14日には知事は本件国葬に公費で参列することを公表した。

本件国葬が違憲・違法なものと考えており、その結果、本件国葬に関連して支出される公費もまた違憲・違法な支出になるものとする。そこで、私たち請求人は、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づき、鳥取県監査委員に対し、本件国葬に知事及び議長が参列するに際して公金を支出することを差し止めることを求める。

## イ 対象となる知事及び議長の行為及びそれに関する公金の支出について

2022年9月27日に举行される本件国葬に関して、知事及び議長の参列・出席に関連する公金の支出行為一切（随員職員に関する支出等も含む。）。

## ウ 本件国葬の違憲性・違法性について

(ア) 日本国憲法の根底にある個人主義

私たちの社会は、何よりもまず、私たち一人ひとりが等しく尊重される存在であるということが大前提として成り立っており、これを個人主義と呼んでいる。

(イ) 憲法 14 条違反

国家として葬儀を行うとするのは、あまりに安倍氏の特別扱いが過ぎ、個人の平等という基本的な大原則に正面から反する。

(ウ) 憲法 19 条違反

個人の歴史観や世界観に基づいた営為であるはずの追悼を、故人に対する敬意や弔意を持ち合わせていない人も含めて、国中の人に強いる。

(エ) 憲法 20 条・89 条違反

安倍氏国葬は憲法 20 条や 89 条の政教分離規定に違反し、市民の信教の自由を侵害する可能性がある。

憲法 20 条 3 項は国及びその機関が「宗教的活動」を行うことを禁止している。国が主催して本件国葬を執行し、知事等がこれに参列し、公金を支出することは、憲法 20 条 3 項に反するもので、許されない。

(オ) 憲法 21 条違反

国葬を実施することは、弔意表明の「要請」が官民間わらず行われ、有形無形の圧力がかけられることにつながり、憲法 21 条が保障する表現の自由が侵害されることになる。

(カ) 本件国葬の違法性について

- a 行政活動は法律に基づいて行われなければならない。
- b 内閣府設置法は根拠にならない。

## エ 本件国葬に関して地方公共団体が公費を支出することの違法性について

(ア) 地方公共団体が行う「事務」はまず「法律」により処理することが必要とされるが、本件国葬に知事らが出席したり、公金を支出することを根拠づける「法律」は存在しない。

また、「法律に基づく政令により処理することとされている」場合は、それも地方公共団体の「事務」といえるが、本件国葬に知事らが出席したり、公金を支出することを根拠づける「政令」も存在しない。

(イ) 国葬への出席は「住民の福祉の増進」を図るものとは言えず、地方公共団体の「事務」には該当しない。

(ウ) 上記の検討から、本件国葬への公金の支出は法第 2 条第 2 項に反する違法な行為である。

## オ 本件国葬に関して地方公共団体が公費を支出することの不当性について

安倍元首相の「実績」は、肯定的に評価することなどできないものである。仮に「功罪」両面があるとしても、「罪」の側面が大きく、いま安倍元首相を国葬にして評価することは、時期においても内容においても、全く適当でないというほかない。

### (2) 措置請求

本件国葬に知事及び議長が出席・参列するに際して、公金を支出することの差止めの措置を求める。

### (3) 請求の受理

監査委員は、請求人が財務会計上の公金支出の違法性、不当性を主張しており、また、当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測されることから、本件請求は法第 242 条に規定する請求の要件を具備しているものと認め、令和 4 年 9 月 21 日付けで受理した。

なお、措置請求の「公金を支出することの差止め」については、法第 242 条の 2 第 1 項第 1 号「当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求」の住民訴訟のような権限は監査委員にはないが、法第 242 条第 1 項中に「当該行為を防止し」とあることから、公費を支出する行為を防止することを求める意とし、受理することとした。

## 2 令和 4 年 9 月 27 日の請求人の追加

令和 4 年 9 月 27 日付けで 7 名の請求人の追加があり、監査委員は、法第 242 条に規定する請求の要件を具備しているものと認め、令和 4 年 10 月 5 日付けで受理した。

## 3 令和 4 年 10 月 7 日の請求の趣旨の追加

令和 4 年 10 月 7 日付けで請求の趣旨の追加があった。  
内容は次のとおりである。

### (1) 追加された請求の趣旨

公金が支出されてしまった場合には、その返還等（不当利得返還請求、損害賠償請求等）を求める。

### (2) 請求の受理

監査委員は、法第 242 条に規定する請求の要件を具備しているものと認め、令和 4 年 10 月 7 日付けで受理した。

なお、本件国葬に係る公金は、知事及び議長へ支払われるもののほか、県が契約した事業者を支払われるものもある。このため、「その返還等を求める。」とは、事業者へ返還を求めるのではなく、相当額を県に与えた損害として知事又は議長に返還させるという意とし、受理することとした。

### **第3 請求人の証拠の提出及び陳述の機会**

#### **1 陳述の概要**

請求人に対して、法第242条第7項の規定に基づき、令和4年10月25日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人のうち2名の陳述があった。

なお、法第242条第8項の規定に基づく立会いはなかった。

#### **2 新たな証拠の提出**

請求人から新たな証拠の提出はなかった。

#### **3 請求人の陳述の要旨**

陳述の要旨は以下のとおりである。

政府は国葬と呼ばずに国葬儀とし、その根拠を内閣府設置法であるとしているが、国葬であれ国葬儀であれ、行政組織法である内閣府設置法が根拠になるはずはない。行政作用法が根拠として必要なのは、法律の常識である。しかし、それに該当するものではなく、結局は法的根拠のないものである。

国葬は結局一つの価値観を共有しようという儀式であるが、憲法13条は、個々の人たち、多様な、尊厳のある個々の人たちの意見・価値観・思想を認めている、これが憲法の形である。国葬はこれに逆行するものである。

国葬儀という名称にする以上は、今の日本国憲法からは少なくとも主権者である国民の名において営むことを明確にすべきということは当然の帰結になる。主権在民が今の日本の憲法なのである。国葬のあり方、対象者の基準などを国会で議論し、安倍氏があてはまるかどうかを検討する国会の手続が必要である。

国葬令は戦後の日本国憲法の施行に伴い廃止され、国葬したいのなら少なくとも国会の議論と、与野党の合意形成が必要であり、内閣だけで決めた国葬は違法である。

違憲・違法な国葬に鳥取県知事らが公費を使って参列することは、法第1条の2第1項の、鳥取県民の福祉の増進とは何ら関係がない。鳥取県の代表らが、国の違憲・違法な行為に加担することとなる。そのことからすれば、鳥取県の住民としては認めることはできない。このこと自体、地方自治の本旨から見て不当と言わざるをえない。

安倍元首相の実績は、鳥取県の住民として、およそ肯定的に評価することなどできないものである。

今回の安倍元首相の国葬に関して、鳥取県知事らがこれに出席するに当たり公費を支出することが、地方自治の本旨から見ても、不当であることは明らかと言える。

### **第4 監査の実施**

#### **1 監査対象事項**

本件請求書及び陳述の要旨から、本件の監査対象事項について、「本件国葬への知事及び議長の参列・出席に関連する公金の支出（随行職員に関する支出等も含む。）は法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出に当たるかどうか。」とした。

## 2 監査対象機関

鳥取県総務部総務課（以下「総務課」という。）及び鳥取県議会事務局（以下「議会事務局」という。）

## 3 監査対象機関に対する監査の実施

本件請求について、本件国葬への参列に係る認識を確認するとともに、公金の支出の状況について監査を実施した。

## 4 監査の実施期間

令和4年9月21日から同年11月4日まで

## 第5 監査の執行者

監査委員 桐林 正彦  
監査委員 山根 朋洋  
監査委員 奈良井 恵  
監査委員 福田 俊史

## 第6 本件請求に係る監査の結果

### 1 監査対象機関から確認した事実及び監査対象機関の見解

#### (1) 総務課

##### ア 知事の出席について

令和4年9月13日、鳥取県東京本部経由で本件国葬への案内状が届いた。同月14日、出欠の取りまとめを行っている全国知事会に電子メールにて出席の旨回答した。

なお、本件国葬への出席に係る費用に関する支出については、2(1)イの表のとおりである。

##### イ 本件国葬への案内状について

知事宛てに送付された国葬への案内状には、次の項目が記載されていることを確認した。（別添1のとおり）

- (ア) 日時
- (イ) 場所
- (ウ) 参列の服装
- (エ) 集合場所・時間等
- (オ) 代理出席・随行者
- (カ) 手荷物等
- (キ) 連絡先
- (ク) 新型コロナウイルス感染防止に関する留意事項

また、国からはこの案内状以外には個別には国葬の内容等に関する情報が示されていないことを確認した。